

平成27年11月
関西広域連合議会臨時会

報 告 書

平成27年12月1日

関西広域連合議会議員 西沢貴朗
同 元木章生
同 岡田理絵

議事日程

平成 27 年 11 月 19 日 (木)

午後 1 時開議

第 1 諸般の報告

第 2 議席の指定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 会期の決定

第 5 第 13 号議案から第 16 号議案（広域連合長提案説明）

第 6 一般質問

第 7 第 13 号議案から第 16 号議案（討論、採決）

第 8 平成 27 年 9 月関西広域連合議会定例会提出に係る第 10 号議案
(委員長報告、討論、採決)

第13号議案

平成27年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）の件

平成27年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年11月19日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補 正 額 千円 | 計 千円 |
|---------------|---------|-------------|-------------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 1,051,755 | 7,401 | 1,059,156 |
| | 1 負 担 金 | 1,051,755 | 7,401 | 1,059,156 |
| 2 使用料及び手数料 | | 111,560 | 150 | 111,710 |
| | 1 手 数 料 | 111,560 | 150 | 111,710 |
| 歳 入 合 計 | | 1,886,311 | 7,551 | 1,893,862 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補 正 額 千円 | 計 千円 |
|-----------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| 1 議 会 費 | | 13,807 | 173 | 13,980 |
| | 1 議 会 費 | 13,807 | 173 | 13,980 |
| 2 総 務 費 | | 276,659 | 7,228 | 283,887 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 276,659 | 7,228 | 283,887 |
| 4 広域観光・文化振興費 | | 38,107 | 150 | 38,257 |
| | 1 広域観光・文化振興費 | 38,107 | 150 | 38,257 |
| 歳 出 合 計 | | 1,886,311 | 7,551 | 1,893,862 |

第14号議案

関西広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月19日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 1 号

関西広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

関西広域連合行政手続条例（平成24年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

| | | |
|--------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 目次中「第34条」を「第35条」に、 | 「第5章 届出（第35条） 第6章 雜則（第36条）」 | 「第5章 処分 第6章 届出 第7章 雜則 |
|--------------------|--------------------------------|-----------------------------|

等の求め（第36条）

（第37条） に改める。

（第38条） 】

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に、「執らなければ」を「とらなければ」に改め、同項第1号イ及び同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

（1）当該権限行使し得る根拠となる法令の条項

（2）前号の条項に規定する要件

（3）当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を第38条とする。

第6章を第7章とする。

第35条を第37条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置

第14号議案

かれているものに限る。) の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第15号議案

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月19日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第7条第5項中「掲げる個人情報」の右に「(番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。)」を加える。

第8条第1項中「目的以外に個人情報」の右に「(特定個人情報を除く。第2項及び第4項において同じ。)」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同条ただし書及び各号を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 犯罪の予防等を目的として、他の実施機関、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 犯罪の予防等を目的として、前号に規定する者以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

第15号議案

第8条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第12条第2項中「法定代理人」の右に「(特定個人情報に係るものにあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) (以下これらを「代理人」という。)」を加え、「当該未成年者又は成年被後見人」を「当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人」に改める。

第13条中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第14条第7号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。

第17条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第20条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第33条第1項第1号中「第8条第1項」を「第8条(第3項及び第4項を除く。)若しくは第8条の2」に改め、「利用されているとき」の右に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第8条第1項若しくは第3項」を「第8条(第3項を除く。)若しくは番号法第19条」に改める。

第53条第2項中「掲げる個人情報」の右に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第55条第3号中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。

第2条 関西広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条第3項中「ものに個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

第8条の2第2項中「以外に特定個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

第21条第1項及び第31条第1項中「個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

第32条中「基づく個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加え、同条の次に

次の1条を加える。

(情報提供等の記録の提供先への通知)

第32条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条第1項中「個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(関西広域連合附属機関設置条例の一部改正)

2 関西広域連合附属機関設置条例（平成23年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表関西広域連合個人情報保護審議会の項中「第8条第1項」を「第8条第2項」に、「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

第16号議案

関西広域連合広域計画の一部を変更する件

関西広域連合広域計画を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

平成27年11月19日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合広域計画の一部を次のとおり変更し、この変更に係る関西広域連合規約改正の総務大臣許可があった日から施行する。

第1 広域計画の策定にあたっての1 設立の趣旨中「すべてが加入し」の次に「、さらに、平成27年中には奈良県が加入し」を、「事業執行力が」の次に「より一層」を加え、「2府5県」を「2府6県」に、【広域連合の区域】及び【域内の概要】を次のように改める。



【域内の概要】

人口：2,228万人（全国の17%）「平成22年国勢調査」
面積：34,755km²（全国の9%）「平成26年全国都道府県面積調」
総生産：823,917億円（全国の16%）「平成24年度県民経済計算」

第3 広域計画の対象区域中「ただし」の次に「、奈良県」を加える。

第7 広域連合のあり方の2 広域連合の今後の方向中「奈良県、」を削る。

第10号議案

平成26年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

平成26年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊平成26年度関西広域連合歳入歳出決算書のとおりであるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

平成27年9月5日提出

関西広域連合長 井戸 敏三

平成27年11月臨時会質問項目一覧

| | 府県市 | 質問者 | 質問時間 | 質問項目 |
|----|-----|--------------------|------|--|
| 1 | 京都府 | 大橋一夫 議員 (一括) | 16分 | 1 関西広域連合の今後取り組むべき課題について (1) 現状について (2) 今後の広域計画のあり方について (3) 関西版総合戦略について (4) 今後の組織体制とその運営について |
| 2 | 京都市 | 富きくお 議員 (一括) | 8分 | 1 大規模広域災害への関西広域連合における対策 (1) 確実な応援受援調整等による関西広域連合の果たすべき役割の發揮 (2) 緊急物資等の円滑な供給体制の確保 |
| 3 | 滋賀県 | 岩佐弘明 議員 (一括) | 16分 | 1 琵琶湖淀川流域と広域環境保全の取組について (1) 琵琶湖総合開発に対する所見について (2) 琵琶湖再生法で国民的資産として位置付けられている琵琶湖の価値認識について (3) 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の施行に対する所見について (4) 琵琶湖が抱える多面的な課題に対する対応の視点について (5) 琵琶湖再生法の施行に際し、琵琶湖の重要性について理解を深堀するための今後の連携と協力について (6) 「関西広域環境保全計画」における本再生法の対応について (7) 琵琶湖の現状と課題を認識するための現地視察について (8) 環境教育として琵琶湖を舞台とした学習船「うみのこ」の体験学習の広域連合構成府県への拡大について (9) 濑戸内海環境保全特別措置法の改正も踏まえた関西の重要な水域の水環境保全の取組について |
| 4 | 徳島県 | 元木章生 議員 (一括) | 6分 | 1 関西に残る郷土芸能をはじめとする伝統文化の振興について 2 ドクターへり事業のこれまでの成果と、今後の取組について |
| 5 | 徳島県 | 西沢貴朗 議員 (一括) | 6分 | 1 関西を丸ごと活性化する仕掛けについて (1) 関西におけるクールジャパン事業について |
| 6 | 鳥取県 | 前田八壽彦 議員 (一括) | 8分 | 1 微小粒子状物質PM2.5への対応について |
| 7 | 堺市 | 吉川敏文 議員 (一問一答) | 8分 | 1 自治体クラウドの推進について (1) 広域連合における検討状況について (2) 今後の取組について |
| 8 | 大阪府 | 中川隆弘 議員 (一問一答) | 14分 | 1 広域観光振興について 2 TPPを契機とした力強い農林水産業の実現に向けて (1) 国際競争力のある農林水産業の実現に向けた取組方針について (2) 農林水産物等の輸出や情報発信の取組強化について (3) 関西ブランドの確立について 3 関西広域スポーツ振興ビジョンについて (1) 今後の戦略について (2) 国際競技大会等の招致に向けた連合の役割について |
| 9 | 大阪府 | 今西かずき 議員 (一問一答) | 6分 | 1 外国人観光客の誘客に向けた受入環境について (1) Wi-Fi整備について (2) 交通アクセスの円滑化について 2 国家戦略特区の取組について |
| 10 | 大阪市 | 八尾進 議員 (一問一答) | 12分 | 1 関西広域環境保全計画と温室効果ガスの削減の取組について (1) 地球温暖化対策の成果と課題について (2) 温室効果ガス削減目標値が設定されていない理由について (3) 温室効果ガス削減目標値の設定について 2 関西版総合戦略の策定について (1) 関西版総合戦略の概略について (2) 策定時期について (3) 数値目標の設定について |
| 11 | 兵庫県 | 松田一成 議員 (一問一答) | 10分 | 1 ポスト5年を見据えた今後の展開について 2 防災庁の関西への設置について |
| 12 | 兵庫県 | 藤田孝夫 議員 (分割) | 10分 | 1 喫煙に関する条例の連携・調整について (1) 受動喫煙防止にかかる屋外対策について (2) 受動喫煙防止にかかる屋内対策について 2 資格試験の実施について 3 プレジャーポート対策について |
| 13 | 神戸市 | 安井俊彦 議員 (一問一答) | 8分 | 1 関西広域連合の役割について (1) 関西広域連合の役割について (2) 必要な人材の育成について (3) 関西広域連合の政策能力向上の一環としての固有職員採用について (4) 広域行政のあり方に係る議論と必要性のPRについて 2 メディカルジャパンの開催について |

本県選出議員の質問概要

元木 章生 議員

1 関西に残る郷土芸能をはじめとする伝統文化の振興について

(質問要旨)

徳島「にし阿波」地区では、江戸後期に建てられた人形淨瑠璃用の野外劇場「法市農村舞台」が平成15年に80年ぶりに復活し、現在も毎年公演が続いている。ほかにも、国指定無形民俗文化財である「西祖谷の神代踊」や「山城の鉦踊」、また、私の地元には「金丸八幡神社宵宮神事」という神楽がある。

これらの地域の文化資源を、日本の原風景として大切にしたいと考えている。

関西観光・文化振興計画においては、東京オリンピック・パラリンピックに向け、関西として一つにまとまり日本文化の発信に大きな役割を担う、そして、未来に存続するレガシーを創出し関西を更に強く発展させることができることが、課題として位置付けられている。

また、関西には1400年の歴史に裏打ちされた伝統文化が集積しているが、高齢者に支えられているものも多く、後継者育成が最大の課題となっている。

そこで、関西広域連合においても、関西に残る郷土芸能をはじめとする伝統文化の紹介や後継者の育成につながる事業に取り組むべきであると考えるが、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○文化振興担当委員（山田 啓二）

関西には、京都の祇園祭や大阪の天神祭のように、数十万人を集める祭りから、生活に根差し地域で支えられてきた郷土芸能まで、様々な伝統文化がある。

現在、京都府で全国トップレベルの高校生が集まる全国高校生伝統文化フェスティバル、兵庫県で伝統文化体験フェスティバルや伝統文化の体験教室、大阪市で小中学校で文楽や歌舞伎、能、狂言の鑑賞、青少年芸術体験事業、徳島県でも、国民文化祭の成果を次世代に伝えるための育成事業が行われているが、地域の郷土芸能に対する支援は各地方公共団体が行っている。

関西広域連合としては、まず、「文化の道」事業のように、一つの人形淨瑠璃や祭りなど、関西の有する文化、芸術資源を統一的なテーマで結び合わせることにより、より多くの人に、より深く見せていく。そして、それを通じた共通の基盤を作っていくことで、更にそれぞれの伝統芸能や文化を深めていく。

これから2020年に向け、関西では多くのイベントがある。例えば、平成28年、29年には奈良市、京都市で東アジアの文化都市事業、平成29年には大阪で食博覧会、平成31年には京都で世界の博物館関係者が一堂に会する世界博物館大会が開催される。こうしたイベントとうまく結び付けることで、この基盤を更に強めていくような情報発信を行うことにより、関西広域連合という広域的な自治体と、それぞれの地方自治体とが連携し、伝統文化が次世代に継承できるよう努めていきたい。

本県選出議員の質問概要

元木 章生 議員

2 ドクターへリ事業のこれまでの成果と、今後の取組について

(質問要旨)

全国的にこれまで、ドクターへリの導入に力点が置かれてきたが、今後は質の向上、運航内容の充実に注目が集まるのではないか。特に、様々な事態を想定した実践的な訓練や、平時、災害時において、迅速かつ円滑にドクターへリを運航するための体制の整備などについて、積極的に取り組むことが求められるのではないか。

そこで、広域医療施策を代表するドクターへリ事業について、開始5年目を迎えて、これまでの成果をどのように評価し、今後、どのように取り組んでいくのか、伺いたい。

(答弁要旨)

○広域医療担当委員（飯泉 嘉門）

本年4月の京滋ドクターへリ導入により、6機の運航体制に拡大し、管内全域30分以内の救急搬送体制を確立するとともに、隣接県との相互応援により、管内全域で二重、三重のセーフティネットの構築を図っている。

平成26年度の出動実績は、全国一位の3府県ドクターへリをはじめ、合わせて2,982件の出動回数を数え、前年度比で全国平均を上回る23.6パーセントの増加であり、本年度については10月末時点で2,196件と、昨年度を上回るペースで推移している。

現在、全国で38道府県、46機が配備されているドクターへリ事業であるが、連合のドクターへリ事業は質、量ともに全国をリードするもので、今や関西はドクターへリ先進地域となったところである。

今後、ドクターへリの更なる充実強化を図るため、平時にも災害時にも緊密な連携により、円滑・迅速に救急搬送するための取組が必要である。

まず、広域救急搬送訓練について、先月、京都府で開催された近畿府県合同防災訓練に京滋ドクターへリが参加しており、今後も実践的な訓練に継続して参加していく。

あわせて、管内の複数のドクターへリによる合同搬送訓練を毎年度実施し、搭乗医師や看護師、消防機関の現場対応能力の向上、相互応援体制のレベルアップを図る。

また、災害時において、ドクターへリは、DMA Tの移動手段や患者搬送手段として果たす役割が大きいことから、被災地支援と連合管内救急医療体制確保の両課題に適切に対応できるよう、災害時のドクターへリ運航要領について、ドクターへリ関係者会議での議論を踏まえ、策定を進める。

さらに、要望活動により本年度100パーセント配分となったドクターへリ運航補助金の次年度以降の予算枠確保の要望、広範囲にわたる山間部や離島などを主たる運航範囲として実績を上げている場合の補助基準額増額の要望、ドクターへリ搭乗人材の育成などについても積極的に取り組む。

本県選出議員の質問概要

西沢 貴朗 議員

- 1 関西を丸ごと活性化する仕掛けについて
 - (1) 関西におけるクールジャパン事業について

(質問要旨)

クールジャパン機構は、海外進出のリスクマネーをカバーして、民間だけで成し得なかつた海外の需要を獲得する基本となる拠点や流通網の整備などを率先して展開することで、海外における商業施設やコンテンツ配信、また海外から客を呼び込むインバウンドなどを行っている。北海道では、同機構からの出資は0円であるが、同機構と道内企業との連携により、海外で北海道のブランドを高める事業を展開している。

関西広域連合は、関西地区のあらゆる産業や文化、芸術などと深い関係を持っており、正にこの関西を海外へ売り出すためのまとめ役として適任と思う。また、中心となって働くことにより、この関西広域連合の存在価値を大いに高めるものと思われる。関西広域連合が中心となり、同機構のリスクマネーや連携事業を利用して、関西におけるクールジャパン事業を進めてはいかがか、所見を伺いたい。

(答弁要旨)

○広域連合長（井戸 敏三）

関西広域連合においても、是非、クールジャパン機構に関西のPRにつながる域内の民間事業者を紹介、あっせんし、関西の活性化を進めていきたい。北海道に倣って、広域連合とクールジャパン機構とで覚書を締結し、包括的な協力関係を築き上げるということも検討したい。

また、これまで海外見本市への出展などを行い、関西の魅力をPRしてきたが、更に高めて行くため、クールジャパン機構の事業を活用できぬいか、あるいは、連携することができないか、今後、積極的に協力を求めていきたいと考えている。

これらの取組により、関西を活性化し、海外への売り込みを行うなど、関西広域連合の存在感を高めていく。特に、来年度は、観光プロモーションだけではなく、観光と産業も合わせてプロモーションを実施していくことを検討している。その際、クールジャパン機構の活用も十分視野に入れていただきたい。